

第37回 一関地区広域行政組合  
一般廃棄物処理施設整備検討委員会

次 第

日時 令和5年1月31日（火）

午前10時～正午

場所 一関市役所3階 特別会議室

1 開 会

2 協 議

- (1) マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画について  
（調整段階のため、一部資料は非公表）
- (2) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設に関する要望について
- (3) 一般廃棄物最終処分場の事業範囲（案）について

3 そ の 他

4 閉 会

マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画 修正内容

(修正箇所抜粋)

		前回まで	修正後		
P3-2	第1節 処理対象ごみ	第1節 処理対象ごみ	第1節 処理対象ごみ		
	表 3-1-2 新施設稼働開始時のごみの新分別区分と新収集体制 (一部抜粋)	表 3-1-2 新施設稼働開始時のごみの新分別区分と新収集体制 (一部抜粋)	表 3-1-2 新施設稼働開始時のごみの新分別区分と新収集体制 (一部抜粋)		
	分別区分	内容	分別区分	内容	
	古着	(検討中)	古着	<u>スーツ、セーター、ジャケット、スカート、ジャージ、Tシャツ、ワイシャツ、タオル、シーツ</u>	
	(仮称) 危険・有害ごみ	(検討中)	(仮称) 危険・有害ごみ	<u>乾電池、ボタン型電池、リチウム蓄電池及びこれらが含まれる小型家電製品、スプレー缶、カセットボンベ、ライター類</u>	
P3-3	表 3-1-3 新施設処理対象品目 (一部抜粋)	表 3-1-3 新施設処理対象品目 (一部抜粋)	表 3-1-3 新施設処理対象品目 (一部抜粋)		
	処理対象品目	処理方法	処理対象品目	処理方法	
	(仮称) 危険・有害ごみ	蛍光管、乾電池、リチウム蓄電池	一時保管 (選別)	(仮称) 危険・有害ごみ	<u>蛍光管、乾電池、ボタン型電池、リチウム蓄電池及びこれらが含まれる小型家電製品</u>
	スプレー缶等	ガス抜き、破碎、選別	<u>スプレー缶、カセットボンベ、ライター類</u>	ガス抜き、破碎、選別	

P3-4

第2節 処理対象ごみ量

1 処理対象ごみ量

処理対象ごみ量の予測結果は表3-2-1に示すとおりである。なお、古着と危険・有害ごみについては新たに処理対象物として設定されるため、処理対象量については別途検討を行うものとする。

P3-6

第3節 計画ごみ質

1 計画ごみ質設定方法

(1) 計画ごみ質設定項目

ア	ごみの組成	燃やせないごみ
イ	単位体積重量	燃やせないごみ
		粗大ごみ（不燃性）
		びん類
		缶類
		ペットボトル
		プラスチック製容器包装
		プラスチック使用製品

第2節 処理対象ごみ量

1 処理対象ごみ量

処理対象ごみ量の予測結果は表3-2-1に示すとおりである。なお、古着については一時貯留のためのストックヤードを設けるものとし、処理対象ごみには含めない。

危険・有害ごみについては処理対象ごみ量から一部分別されるものの、手選別による危険・有害となる事象（爆発など施設への危険性や破砕することで有害になるおそれのあるもの）を取り除き無害なものを燃やさないごみや缶へ戻し処理するため、表3-2-1の処理対象ごみ量に含まれているものとする。

第3節 計画ごみ質

1 計画ごみ質設定方法

(1) 計画ごみ質設定項目

ア	ごみの組成	燃やせないごみ
イ	単位体積重量	燃やせないごみ
		粗大ごみ（不燃性）
		びん類
		缶類
		ペットボトル
		プラスチック製容器包装
		プラスチック使用製品

P3-7

		廃棄物
		紙類
		古着
		小型家電
ウ	最大寸法	粗大ごみ (不燃性)

2 計画ごみ質

(1) ごみの組成 (燃やせないごみ)

項目			計画ごみ質
ご み 組 成	鉄	(%)	22.6
	アルミ		9.2
	可燃物		60.1
	不燃物		8.1

(2) 単位体積重量

項目		単位体積重量 (t/m <sup>3</sup> )
燃やせないごみ <sup>*1</sup>		0.11
粗大ごみ	不燃性	0.13
びん類		0.29
缶類		0.060

		廃棄物
		紙類
		古着
		(仮称) 危険・有害ごみ
		小型家電
ウ	最大寸法	粗大ごみ (不燃性)

2 計画ごみ質

(1) ごみの組成 (燃やせないごみ)

項目			計画ごみ質
ご み 組 成	スチール	(%)	22.6
	アルミ		9.2
	可燃物		60.1
	不燃物		8.1

(2) 単位体積重量

項目		単位体積重量 (t/m <sup>3</sup> )
燃やせないごみ <sup>*1</sup>		0.11
粗大ごみ (不燃性)		0.13
びん類		0.29
缶類		0.060

P3-8

第4節 施設整備規模

1 施設整備規模の算定

表 3-4-1 計画日平均処理量

分別区分	ごみ量[t/日]
粗大ごみ（不燃性）	1.3

※1：燃やせないごみ及びプラスチック使用製品廃棄物の単位体積重量は、令和4年9月実施、「ごみ調査結果報告書」による。

※2：小型家電の単位体積重量は燃やせないごみと同じ値として設定

ペットボトル		0.028
プラスチック製容器包装		0.024
プラスチック使用製品廃棄		0.060
紙類	古紙	0.08～0.15
	ダンボール	0.03～0.07
古着（繊維類）		0.1～0.15
小型家電※2		0.11

第4節 施設整備規模

1 施設整備規模の算定

表 3-4-1 計画日平均処理量

分別区分	ごみ量[t/日]
粗大ごみ（不燃性）	1.3

※1：燃やせないごみ及びプラスチック使用製品廃棄物の単位体積重量は、令和4年9月実施、「ごみ調査結果報告書」による。

※2：燃やせないごみの80%、缶類の20%が含まれるものと設定し、按分により算出

※3：小型家電の単位体積重量は燃やせないごみと同じ値として設定

ペットボトル		0.028
プラスチック製容器包装		0.024
プラスチック使用製品廃棄物※1		0.060
紙類	古紙	0.08～0.15
	ダンボール	0.03～0.07
古着（繊維類）		0.1～0.15
（仮称）危険・有害ごみ※2		0.10
小型家電※3		0.11

燃やせないごみ	3.7
缶	1.0
びん	3.3
ペットボトル	0.9
プラスチック製容器包装・ プラスチック使用製品	2.1
紙類	4.1
合 計	16.4

注：小型家電は年間の搬入量が少なく、破碎処理を

行わないことから、貯留スペースを設ける計画とし計画日平均処理量には含めないものとする

#### 第5節 処理対象品目の資源化条件

処理対象品目の資源化は、鉄製品、アルミ製品、自転車、モーター類など破碎処理を行わなくても資源化が可能な品目は、前処理にて有価物の抽出処理を行い資源物の純度を高めることとする。また、破碎処理後の破碎物については、選別設備により鉄とアルミの選別を行い有価物の回収を行うこととする。なお、選別設備は有価物を純度の高い状態で回収できる設備と

燃やせないごみ	3.7
缶	1.0
びん	3.3
ペットボトル	0.9
プラスチック製容器包装・ プラスチック使用製品	2.1
紙類	4.1
合 計	16.4

注 1：小型家電は年間の搬入量が少なく、破碎処理を行わないことから、貯留スペースを設ける計画とし計画日平均処理量には含めないものとする

注2：古着及び（仮称）危険・有害ごみは貯留スペースを設け、手選別或いは前処理を行い、処理物は必要に応じて各分別区分に返送するため、計画日平均処理料には含めないものとする。

#### 第5節 処理対象品目の資源化条件

処理対象品目の資源化は、スチール製品、アルミ製品のうち、破碎処理を行わなくても資源化が可能な品目は、前処理にて有価物の抽出処理を行い資源物の純度を高めることとする。また、破碎処理後の破碎物については、選別設備によりスチールとアルミの選別を行い有価物の回収を行うこととする。なお、選別設備は有価物を純度の高い状態で回収できる設備とする。

P3-13

する。設備の計画については、「ごみ処理施設性能指針（平成10年10月28日 生衛発第1572号）」及び「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 公益社団法人全国都市清掃会議」に基づき、以下のように計画する。

1 選別物の純度及び回収率等

(1) 不燃ごみ・粗大ごみ（不燃性）処理系列

不燃・粗大ごみ処理系列における選別回収物中の鉄、アルミニウム及び可燃物の純度及び回収率（目標値）は、表 3-5-1 のとおりとする。

表 3-5-1 不燃・粗大ごみ処理系列回収物の純度及び回収率

回収物	純度	回収率（目標値）
鉄	95%以上	90%以上
アルミニウム	85%以上	85%以上
可燃物	80%以上	60%以上

(3) 缶処理系列

缶類については、独自ルートにてリサイクルすることを基本とし、缶処理系列により選別されたスチール缶の純度及び回収率（目標値）は、表 3-5-3 のとおり

設備の計画については、「ごみ処理施設性能指針（平成10年10月28日 生衛発第1572号）」及び「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 公益社団法人全国都市清掃会議」に基づき、以下のように計画する。

1 選別物の純度及び回収率等

(1) 不燃ごみ・粗大ごみ（不燃性）処理系列

不燃・粗大ごみ処理系列における選別回収物中のスチール、アルミニウム及び可燃物の純度及び回収率（目標値）は、表 3-5-1 のとおりとする。なお、可燃物の純度については目標値とする。

表 3-5-1 不燃・粗大ごみ処理系列回収物の純度及び回収率

回収物	純度	回収率（目標値）
<u>スチール</u>	95%以上	90%以上
アルミニウム	85%以上	85%以上
可燃物	80%以上	60%以上

(3) 缶処理系列

缶類については、独自ルートにてリサイクルすることを基本とし、缶処理系列により選別されたスチール缶の純度及び回収率（目標値）は、他自治体の実績を加味し、

とする。

表 3-5-3 缶処理系列回収物の純度及び回収率

回収物	純度	回収率（目標値）
スチール缶	95%以上	90%以上
アルミ缶	85%以上	85%以上

第6章 基本フロー

7 古着の処理

古着は、受入ヤードに降ろした後、不適物の除去を行い、選別して貯留ヤードで保管する。

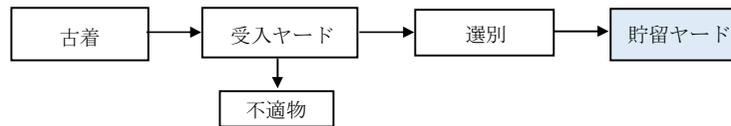


図 6-8 古着処理基本処理フロー

9 危険・有害ごみの処理

有害ごみのうち、蛍光管及び乾電池、リチウム蓄電池は、分別区分ごとに設置した工場棟内の貯留ヤードまたはドラム缶などの保管容器に投入し、業者委託処分する。

スプレー缶、カセットボンベは、内部に残っているガスを抜いた後、缶とともに圧縮成型して資源化するものとする。

表 3-5-3 のとおりとする。

表 3-5-3 缶処理系列回収物の純度及び回収率

回収物	純度	回収率（目標値）
スチール缶	99%以上	90%以上
アルミ缶	98%以上	90%以上

第6章 基本フロー

7 古着の処理

古着は、受入ヤードに降ろした後、貯留ヤードで保管する。



図 6-7 古着処理基本処理フロー

8 危険・有害ごみの処理

有害ごみのうち、乾電池・ボタン型電池及びリチウム蓄電池は、分別区分ごとに設置した工場棟内の貯留ヤードまたはドラム缶などの保管容器に投入し、業者委託処分する。

スプレー缶、カセットボンベ及びライター類は、内部に残っているガスを抜いた後、不燃ごみ・粗大ごみ処理フローま

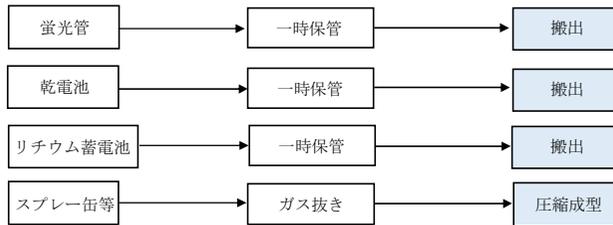


図 6-9 危険・有害ごみ処理基本フロー

または缶処理基本フローの受入コンベヤに投入し、機械選別を行ったのちスチールとして資源化するものとする。

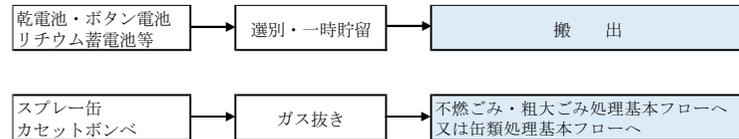


図 6-8 危険・有害ごみ処理基本フロー

## 第 7 章 機械設備の検討

### 4 選別設備

#### (2) びん類処理系列の選別設備

びん類の選別方法は、自動色選別及び手選別である。自動色選別装置は、処理量が多い場合に設けるのが一般的であり、純度及び回収率を考慮すると手選別の方が適している。選別には、搬送速度が調整できる手選別コンベヤが適切である。

## 第 7 章 機械設備の検討

### 4 選別設備

#### (2) びん類処理系列の選別設備

びん類の選別方法は、自動色選別及び手選別である。自動色選別装置は、処理量が多い場合に設けるのが一般的であり、純度及び回収率を考慮すると手選別の方が適している。

選別には、搬送速度が調整できる手選別コンベヤにおいて選別することが主流であるが、既設の両清掃センターではプラットホームに荷下ろしした状態での手選別、作業台への荷下ろしのうえ手選別などの実績があるため、手選別の手法は選択できるものとする。

P7-8

P7-8	<p>(5) プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品廃棄物の選別設備</p> <p>プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品廃棄物の処理は、指定法人によるリサイクルを行うことを目的に、異物の混入を想定し破袋処理後に手選別を行う方法が考えられる。手選別には、搬送速度が調整できる手選別コンベヤが適切である。なお、指定法人はプラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品廃棄物の混載バールでの引き受けを可能としているため、同じ処理ラインでの処理を基本とするが、圧縮設備によっては圧縮成型のバラケ性を考慮し別ラインでの処理を行う必要がある。</p> <p>5 再生設備</p>	<p>(5) プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品廃棄物の選別設備</p> <p>プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品廃棄物の処理は、指定法人によるリサイクルを行うことを目的に、異物の混入を想定し破袋処理後に手選別を行う方法が考えられる。手選別には、搬送速度が調整できる手選別コンベヤが適切である。なお、指定法人はプラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品廃棄物の混載バールでの引き受けを可能としているため、<u>ごみの分別区分及びごみ収集の合理性からプラスチック製容器包装とプラスチック使用製品を一つにまとめて処理を行うものとする。</u></p> <p>5 再生設備</p>
P7-9	<p>(2) 缶類処理系列の再生設備</p> <p>缶類は圧縮成型して搬出する。圧縮成型機には、1方向締め式、2方向締め式及び3方向締め式の3機種があるが、1方向締め式は成型品の角にバリができて、作業安全上危惧される。また、3方向締め式は設置スペースを広く要する。そのような点を考慮すると2方向締め式がよいと考えられる。鉄用及びアルミ用の入口ホoppaを設けて、それぞれ圧縮成型する。</p>	<p>(2) 缶類処理系列の再生設備</p> <p><u>選別した缶類の搬出方法はパレットに載せ、積み重ねて荷造りすることを考慮するとブロック状に圧縮成型して立体的に積み上げ、搬出する方法が効率的である。</u>圧縮成型機には、1方向締め式、2方向締め式及び3方向締め式の3機種があるが、1方向締め式は成型品の角にバリができて、作業安全上危惧される。また、3方向締め式は設置スペースを広く要する。そのような点を考慮すると2方向締め式がよいと考えられる。<u>スチール用及びアルミ用の入口ホoppaを設けて、それぞれ圧縮成型する。</u></p>

<p>P7-10</p>	<p>1 0 電気・計装設備</p> <p>(1) 電気設備</p> <p>使用する電力は、東北電力より高圧で供給を受け、適切な電圧に調整して利用するものとする。</p>	<p>1 0 電気・計装設備</p> <p>(1) 電気設備</p> <p>使用する電力は、<u>基本的に隣接するエネルギー回収型一般廃棄物処理施設の受変電設備より高圧で供給を受け、適切な電圧に調整して利用するものとする。</u></p>
<p>P-9-1</p>	<p>第9章 啓発施設の検討</p> <p>1 啓発施設の目的</p> <p>住民に対しごみ処理やリサイクルについての啓発活動を実施することは、ごみ処理行政への理解を深め、ごみの分別・リサイクル活動への協力を得る上で非常に重要である。</p> <p>リサイクル施設整備は、それらの活動の中心となるものであり、住民に対し環境やごみに関する情報を発信するとともに、循環型社会形成の必要性を考える場を提供することを目的とする。</p> <p>2 主な啓発施設の機能</p> <p>(1) 再生機能</p> <p>リサイクル施設においては、不用品の補修、再生品の展示、交換を行うための再生設備を設置する事例がある。</p> <p>廃棄物として持ち込まれたごみの中から、修理により再生が可能なものを抽出し、施設内の再生工房等で再生し、住民に販売したり、抽選による無料配布が行われている例が見られる。これらの活動は、まだ使えるものを</p>	<p>第9章 啓発施設の検討</p> <p>1 啓発施設の目的</p> <p>住民に対しごみ処理やリサイクルについての啓発活動を実施することは、ごみ処理行政への理解を深め、ごみの分別・リサイクル活動への協力を得る上で非常に重要である。</p> <p>リサイクル施設整備は、それらの活動の中心となるものであり、住民に対し環境やごみに関する情報を発信するとともに、循環型社会形成の必要性を考える場を提供することを目的とする。</p> <p>2 主な啓発施設の機能</p> <p>(1) 再生機能</p> <p><u>既存リサイクル施設においては、不用品の展示、交換を行うためのスペースを設け、業務時間内は開放（開場）され、適宜抽選や必要とされる方への譲渡が行われている。</u></p> <p><u>他施設の事例では、再生設備（再生工房）を設置し、廃棄物として搬入されたごみの中から、修理により再生が可能なものを抽出し、施設内の再生工房等で再生し、住民に販売したり、抽選による無料配布が行われている例が</u></p>

ごみにしないリユースの心を育むことに寄与するもので、これらの多くは行政が主体となって運営されているが、中にはシルバー人材の活用や市民団体などに委託して市民主体の運営をしているところもある。

(2) 啓発機能

従来の啓発活動は、広報等を利用したもの、施設見学者を対象としたものが多くみられたが、最近ではより深い理解を得るため住民参加の体験型学習を行うものが増えてきている。これらの活動を支援する場として、リサイクル施設に併設される啓発施設としては、大きく分けて用途を定めず多目的に利用できるスペースを確保する場合と、使用目的を定め目的に沿った施設を整備する場合がある。

(3) 再生、啓発機能の特徴

啓発施設の再生及び啓発機能の特徴は、表 9-1-1 に示すとおりである。

表 9-1-1 啓発施設の再生及び啓発機能の特徴

機能	事業の例
再生機能	○家具、自転車の修理・展示・販売または譲渡、衣類のリフォーム等 ・事業の安定性、安全性の見地から行政が主体となっている場合が多い。

見られる。これらの活動を行うことは修理できる技術者の確保が必要となり、行政が主体となって運営する場合はシルバー人材の活用や市民団体などに委託して市民主体の運営をしているところもある。

(2) 啓発機能

従来の啓発活動は、広報等を利用したもの、施設見学者を対象としたものが多くみられたが、最近ではより深い理解を得るため住民参加の体験型学習を行うものが増えてきている。これらの活動を支援する場として、リサイクル施設に併設される啓発施設としては、大きく分けて用途を定めず多目的に利用できるスペースを確保する場合と、使用目的を定め目的に沿った施設を整備する場合がある。

(3) 再生、啓発機能の特徴

啓発施設の再生及び啓発機能の特徴は、表 9-1-1 に示すとおりである。

表 9-1-1 啓発施設の再生及び啓発機能の特徴

機能	事業の例
再生機能	○家具、自転車の修理・展示・販売または譲渡、衣類のリフォーム等 ・事業の安定性、安全性の見地から行政が主体となっている場合が多い。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民団体に事業委託している事例もある。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民団体に事業委託している事例もある。</li> </ul>
啓発機能 (多目的機能)	<p>○一定の広さを確保し、行政や市民による多様な活動の場を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用途を縛られないため、多様な活動に対応できる。</li> <li>・用途によっては必要な設備が不足する場合があります。</li> <li>・施設管理を行政が行い、活動のプログラムは市民等のアイデアを募る方法もある。</li> </ul>	啓発機能 (多目的機能)	<p>○一定の広さを確保し、行政や市民による多様な活動の場を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用途を縛られないため、多様な活動に対応できる。</li> <li>・用途によっては必要な設備が不足する場合があります。</li> <li>・施設管理を行政が行い、活動のプログラムは市民等のアイデアを募る方法もある。</li> </ul>
啓発機能 (単目的機能)	<p>○使用用途を定め、用途に沿った施設整備をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用途に適合した設備の整備により、より深い活動が可能となる。</li> <li>・用途が限定され、用途変更時には設備の変更が必要となる。</li> </ul>	啓発機能 (単目的機能)	<p>○使用用途を定め、用途に沿った施設整備をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用途に適合した設備の整備により、より深い活動が可能となる。</li> <li>・用途が限定され、用途変更時には設備の変更が必要となる。</li> </ul>
リユースの促進	○再生工房等（住民が自由に工具を使える部屋。修理のアドバイザーを配置することもある。）	リユースの促進	○再生工房等（住民が自由に工具を使える部屋。修理のアドバイザーを配置することもある。）
環境情報の発信	○環境図書館、展示コーナー、クイズコーナー、太陽光発電等自然エネルギー体験コーナー	環境情報の発信	○環境図書館、展示コーナー、クイズコーナー、太陽光発電等自然エネルギー体験コーナー
体験学習	<p>○牛乳パックを使った紙すき、廃食用油を使った石鹸づくり</p> <p>○エコクッキング</p>	体験学習	<p>○牛乳パックを使った紙すき、廃食用油を使った石鹸づくり</p> <p>○エコクッキング</p>

(4) 採用する啓発施設について

既存の両清掃センターの啓発施設を参考としつつ、新たな施設においては、次のアからウに掲げる内容について啓発活動を行うための機能を設けるものとする。

ア. 対象者

施設見学の主体は、小学校4年生（社会科見学）とする。

小学校4年生目線で、周辺住民、一般住民向けにも対応した内容とする。

3グループ（1グループ最大40人）のローテーションによる施設見学に対応できるものとする。

イ. 啓発内容

リデュース、リユース、リサイクルについて

廃棄物の適正処理、分別の重要性について

廃棄物処理施設について（安全性、処理方法）

エネルギー回収型施設について

その他必要と認めるもの

ウ. 啓発方法

イ. に掲げる啓発を行うためのスペースを確保する。スペースの面積は現在の一関清掃センターリサイクルプラザにおける面積を参考としつつ、必要に応じて見直しを行う。

《一関清掃センターリサイクルプラザの啓発機能スペース》

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境学習フロア                    約 208 m<sup>2</sup></li> <hr/> <li>・談話スペース                        約 83 m<sup>2</sup></li> <hr/> <li>・大会議室兼視聴覚室                約 158 m<sup>2</sup></li> <hr/> <li>・工芸室                                約 60 m<sup>2</sup></li> <hr/> <li>・情報コーナー                        約 118 m<sup>2</sup></li> <hr/> <li>・再生工房室                          約 98 m<sup>2</sup></li> <hr/> <li>・展示スペース（1）                約 311 m<sup>2</sup></li> <hr/> <li>・展示スペース（2）                約 110 m<sup>2</sup></li> <hr/> <li>・休憩コーナー                        約 66 m<sup>2</sup></li> </ul>
--	--	--

## エネルギー回収型一般廃棄物処理施設に関する要望について

令和5年1月18日（水）に一関市民パワー発電事業化検討地域協議会、一関地球温暖化対策地域協議会有志、ひらいずみ地球温暖化対策協議会の連名により、組合に対し「エネルギー回収型一般廃棄物処理施設に関する要望書」の提出があった。

## 要望内容及び回答方針（案）

	要望内容	回答方針（案）
1	<p>発電によるエネルギー回収は18%に満足せず、野心的に最大限回収率を増やす計画にしてください。</p> <p>ゴミを燃やすことは二酸化炭素を排出し地球温暖化を進める事です。現計画では廃棄する熱があるので効率よく燃やす事や複種類の発電方法などを検討してください。</p> <p>エネルギーの回収増は地球温暖化防止になり売電収入も増えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー回収率18%以上とすることについては、国の循環型社会形成推進交付金の交付率1/2の交付要件の一つとなっているが、組合としては最低限の目標と捉えている。</li> <li>効率よく最大限に熱エネルギーを回収し発電する方法について、今後、プラントメーカーからの提案において求めていくとともに、発電及び熱利用の組み合わせによるエネルギー回収率の上乗せに努めていく。</li> </ul>
2	<p>地球温暖化対策やゴミ減量の学習や啓発活動のための施設を併設してください。</p> <p>具体的には各種の再生可能エネルギーが体験でき（模型などを含め）、焼却場の見学と共に学習や講演会が出来る施設も作ってください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現処理施設内にも廃棄物の減量、リサイクル、環境問題に関する学習がコーナーを設けて、施設見学などの機会に普及啓発に活用している。</li> <li>構成市町それぞれにおいても地球温暖化対策やごみの減量化に関する取組を進めていると認識しているが、行政のみではなく、住民一人一人の取組の積み重ねがあって進んでいくものと考えており、啓発を行っていくことが重要と考えている。</li> <li>新処理施設内にも現処理施設と同様に、学習、啓発を行うスペースを設けることを検討しているが、どのような内容とするかはご要望も参考としながら検討する。</li> </ul>

	要望内容	回答方針（案）
3	<p>災害時の避難所としての役割を検討されているとのことです。余熱活用のために通常も利用できる入浴施設を設置してください。スマホの充電もできるなど最大限の機能を持たせてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新処理施設については災害発生時における避難スペースの確保を検討している。</li> <li>余熱活用については、農業利用及び林業利用の方向で進めており、常時利用可能な入浴施設については検討していない。</li> <li>スマホの充電もできるなどの機能面については、ご要望も参考にしながら検討していく。</li> </ul>
4	<p>生ごみは焼却しないでたい肥化、またはバイオガス化して利用してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみを焼却すると水分量が多いため低質ゴミになり発電効率が低下します。</li> <li>生ごみは塩分を含むためダイオキシンの発生にもつながります、また塩分を燃やすと塩素ガスが発生し設備を腐食することが知られています。</li> <li>家畜糞尿や下水汚泥などと共にバイオマス資源としての利用やたい肥化してください。</li> <li>日本の食料自給率は38%と元々危機的状況なのに外国からの化学肥料は値上がりし、昨年に比べても最高94%も上昇しています（全農発表）。</li> </ul> <p>世界の食糧危機は今後さらに深刻となります。政府は食料安全保障を強化するため原料の大半を海外から輸入する化学肥料について、2030年までに使用量を20%削減する方針で、代わりに堆肥や下水汚泥資源などの活用を進めることにしています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年3月に策定したエネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備基本計画では、新処理施設の処理方式は各処理方式を比較検討し、焼却方式としていたが、これに加えて、堆肥化など、資源化率の高い処理方式を付加的に導入できないか、引き続き検討するとしていた。</li> <li>このことについて、令和4年度に検討を行い、生ごみを資源化する取組を可視化することにより、資源循環型社会形成に向けた啓発にもつながることから、小規模な堆肥化設備を付加的に導入する方向で現在検討している。</li> </ul>

一般廃棄物最終処分場事業範囲（案）鳥瞰図



【用語】  
埋立地・・・ 搬入した焼却灰や不燃物などを埋立する場所  
浸出水・・・ 埋立地に浸透した雨水  
浸出水調整槽・・・ 浸出水を集めて貯留する水槽  
浸出水処理施設・・・ 浸出水を安全な水質に処理するための施設  
防災調整池・・・ 施設敷地内の雨水や処理水が急激に河川へ放流しないよう調整する池

放流位置